2　定義
(一)　「花き」とは、鑑賞の用に供される植物をいうこととした。（第二条第一項関係）
(二)　「花き産業」とは、花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業をいうこととした。（第二条第二項関係）
3　基本方針
農林水産大臣は、花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針を定めることとした。（第三条関係）
4　振興計画
都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における花き産業及び花きの文化の振興に関する計画を定めるよう努めなければならないこととした。（第四条関係）
5　連携の強化
国は、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとした。（第五条関係）
6　生産者の経営の安定
国及び地方公共団体は、花きの生産者の経営の安定を図るため、エネルギーの使用の合理化その他の花きの生産基盤の整備、知的財産の適切な保護及び活用、災害による損失、使用するエネルギーの価格の急激な高騰等が発生した場合における合理的な補塡その他必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第六条関係）
7　生産性及び品質の向上の促進
国及び地方公共団体は、花き産業を行う者による花きの栽培の生産性及び花きの品質の向上のための取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第七条関係）
8　加工及び流通の高度化
国及び地方公共団体は、花きの加工に関する技術開発、卸売市場等流通関係施設の整備及び流通経路の合理化への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第八条関係）
9　輸出の促進
国及び地方公共団体は、花きの輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第一〇条関係）
10　研究開発事業計画の認定等
(一)　研究開発事業（花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化に関する研究開発を行う事業であって、我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資するものをいう。）を行おうとする者は、研究開発事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その研究開発事業計画が適当である旨の認定を受けることができることとした。（第一一条及び第一二条関係）
(二)　農林水産大臣は、(一)の認定を受けた研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る品種登録出願又は登録品種について、その出願者又は登録者が一定の要件を満たす者であるときは、出願料を軽減し、若しくは免除し、又は第一年から第六年までの各年分の登録料を軽減し、若しくは免除することができることとした。（第一三条関係）
11　研究開発の推進等
国及び地方公共団体は、花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化に関する研究開発、生産性及び品質の向上に関する研究開発、花きの品質を保持しつつ流通させるために必要な資材の開発その他花き産業の振興のために必要な研究開発の推進及びその成果の普及並びに研究開発を行う者への支援に努めるものとした。（第一五条関係）
12　花きの文化の振興
国及び地方公共団体は、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用に努めるとともに、児童、生徒等に対する花きを活用した教育の推進を図るため必要な施策及び日常生活における花き活用の促進、花きに関する伝統の継承等に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第一六条関係）
13　博覧会の開催等
国及び地方公共団体は、花きの博覧会、展覧会、展示会、品評会その他これらに類するものの開催若しくは開催への支援又はこれらへの参加への支援に努めるものとした。（第一七条関係）
14　顕彰
国及び地方公共団体は、花き産業及び花きの文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとした。（第一八条関係）
15　花き活用推進会議
政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、花きの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、花き活用推進会議を設けることとした。（第二〇条関係）
16　施行期日
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇内水面漁業の振興に関する法律（法律第一〇三号）（農林水産省）

1　目的
この法律は、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）
2　国等の責務
(一)　国は、基本理念にのっとり、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第四条関係）
(二)　地方公共団体は、基本理念にのっとり、内水面漁業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第五条関係）
(三)　内水面漁業者は、内水面における水産資源（以下「内水面水産資源」という。）の回復、漁場環境の保全等の取組を自ら行うとともに、国又は地方公共団体が実施する内水面漁業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとした。（第六条関係）
3　財政上の措置等
国は、内水面漁業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとした。（第七条関係）
4　連携協力体制の整備
国及び地方公共団体は、内水面漁業の振興に関する施策を効果的に実施するため、国、関係地方公共団体、漁業協同組合その他の関係者相互間の連携協力体制の整備に努めるものとした。（第八条関係）
5　基本方針
農林水産大臣は、内水面漁業の振興に関する基本方針を定めるものとした。（第九条関係）
6　都道府県計画
都道府県は、当該都道府県の区域にある内水面について、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、基本方針に即して、これらの施策の実施に関する計画を定めるよう努めるものとした。（第一〇条関係）
7　内水面水産資源の生息状況等の調査
国及び地方公共団体は、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、内水面水産資源の生息の状況及び生息環境その他これらの施策の実施に関し必要な事項について調査を行うよう努めるものとした。（第一一条関係）
8　内水面水産資源の回復に関する施策
国及び地方公共団体は、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進、特定外来生物等による被害の防止並びに内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防及びまん延の防止を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第一二条～一四条関係）
9　内水面における漁場環境の再生に関する施策
国及び地方公共団体は、内水面に係る水質及び水量の確保、森林の整備及び保全、内水面水産資源の生育に資する施設の整備並びに自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進のため必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第一五条～第一九条関係）
10　内水面漁業の健全な発展に関する施策
国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成、内水面漁業者が行う多面的機能の発揮に資する取組への支援、人材の育成及び確保、商品開発の取組等への支援並びに回遊魚類の増殖の取組に対する支援のため必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第二〇条～第二五条関係）
11　指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出
(一)　政令で定める指定養殖業を営もうとする者は、養殖場ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならないこととした。（第二六条第一項関係）